

# 指定管理者制度に関する基本方針

平成16年12月制定

令和8年2月改定

高 槻 市

# — 目 次 —

## I 指定管理者制度の概要

|                  |   |
|------------------|---|
| 1 指定管理者制度とは      | 1 |
| 2 公の施設とは         | 1 |
| 3 指定管理者制度に係る市の責務 | 1 |

## II 指定管理者制度の導入に係る方針

|                          |   |
|--------------------------|---|
| 1 指定管理者制度の適用             | 1 |
| 2 指定管理者の指定               | 2 |
| 3 指定管理者による個人情報の保護及び情報の公開 | 5 |
| 4 指定管理者制度に係る評価           | 5 |
| 5 その他                    | 5 |

## I 指定管理者制度の概要

### 1 指定管理者制度とは

指定管理者制度とは、「公の施設」（地方自治法（以下「法」という。）第 244 条第 1 項に定める「公の施設」をいう。以下同じ。）の管理に関し、民間事業者等に委ねることを可能とする地方自治法上の制度である（第 244 条の 2）。

この制度は、多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的とするものである。

### 2 公の施設とは

公の施設とは、法第 244 条で「住民の福祉を増進する目的をもって、その利用に供するための施設」とされており、文化施設、スポーツ施設、福祉施設など、条例により設置された様々な施設が該当する。

本市では、令和 7 年 4 月 1 日現在、46 施設において指定管理者制度を導入している。

### 3 指定管理者制度に係る市の責務

公の施設の設置者である市は、指定管理者による適正な施設運営とサービス水準の維持・向上が図られるよう、定期又は臨時に管理業務の履行状況及び経理状況等を確認し、必要に応じて指導・監督・協議等を行う。

## II 指定管理者制度の導入に係る方針

### 1 指定管理者制度の適用

公の施設については、指定管理者制度を適用することを原則とする。ただし、施設の目的、規模、機能等を考慮した結果、直営で管理を行うことが特に必要であると認められる以下の場合には、例外的に直営とすることができる。

- ① 法律等により施設の管理主体に制約がある（指定管理者制度の導入が認められていない）施設
- ② 施設の性格や平等性・公平性の確保等、直営で管理を行わなければならない明確な理由がある施設
- ③ 直営で管理を行うことにより、施策目的の達成により大きな効果が得られるなど、明確な理由がある施設
- ④ 同種・類似サービスを民間事業者等が行っていない、又はそうした民間事業者等が存在しない（市場性がない）施設

## 2 指定管理者の指定

### (1) 指定管理者の候補者の選定方法

候補者の選定にあたっては、原則として公募とする。ただし、施設の目的、規模、機能等を考慮した結果、特定の団体に管理を行わせることが特に必要であると認められる以下の場合には、例外的に非公募（特定）で候補者を選定することができる。

- ① 「市民協働」、「地域振興」の視点から、市民団体、地域団体等を特定して活用することが望ましい施設
  - 市との協働事業の推進と地域の活性化の促進が期待できる施設
  - 地域団体が管理することにより、当該施設の管理が円滑に行われ、施設の設置目的がより達成できることが期待できる施設
  - 専門的な管理運営能力を要しない施設
- ② 「市民の安心感の確保」など施策の実施責任者の立場として、市が必要な関与をすべき施設と位置付け、外郭団体等を特定して指定管理者に指定することが望ましい施設
  - 市が関与することにより、利用者に安心感を与えることが特に必要と判断される施設
  - 市の関与が施策目的の達成に特に必要と判断される施設
- ③ P F I 事業の選定事業者が、施設の管理運営を含めて一体的に事業を実施する施設

### (2) 指定管理者選定委員会及び指定管理者幹事会の設置

#### ア 指定管理者選定委員会

指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）は、委員8人以内で組織し、市長の諮問に応じ、公の施設における指定管理者制度の導入及び指定管理者の公募その他指定管理者の選定に関し必要な事項を調査審議する。

なお、委員は学識経験のある者及び市の職員のうちから市長が任命する。

#### イ 指定管理者幹事会

指定管理者幹事会（以下「幹事会」という。）は、公の施設を所管する部を単位として設置し、所管部の部長及び当該部長が指名する所属職員をもって組織する。

幹事会は、指定管理者の公募その他指定管理者の選定に関し必要な事項を調査審議し、選定委員会に報告する。

(3) 指定管理者の候補者の選定過程の公開

ア 文書の取扱い

選定の過程で作成される文書については、原則として公開する。高槻市情報公開条例（平成 15 年 7 月 16 日条例第 18 号。以下「情報公開条例」という。）第 6 条第 1 項各号に定める「非公開情報」に該当するものであっても、期間の経過により、これに該当しなくなったものについては公開する。

イ 会議の取扱い

選定委員会及び幹事会については、率直な意見交換が損なわれる恐れがあること、また、具体的な法人等の技術情報や信用情報に係る内容が取り上げられる可能性があるため、非公開とする。

(4) 指定管理者となる団体、指定管理者の指定を受けるための応募資格

指定管理者となる団体については法律上の制限はないが、指定管理者の指定を受けるための応募資格については、幹事会において検討のうえ、選定委員会において審査する。

(5) 指定管理者の候補者の選定基準に係る評価項目

選定に係る評価項目については、高槻市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則（平成 17 年 3 月 31 日規則第 16 号）において、下記のとおり定める。その他、施設の特性に応じた評価項目を設定する。

- ・ 団体の理念、姿勢及び社会的責任
- ・ 公の施設の利用者への対応
- ・ 類似施設の運営実績
- ・ 効率的運営及び効率化への取組
- ・ 指定への意欲及び熱意
- ・ 団体の安定性及び継続性
- ・ 団体運営の公正性及び透明性
- ・ 団体運営における法令（条例を含む。）の遵守
- ・ 情報セキュリティ対策への取組
- ・ 施設管理の安全性への配慮
- ・ 職員の研修

(6) 指定管理者の指定の期間

指定期間については、施設の設置目的及び特性を十分に考慮したうえで、利用者サービスの向上及び指定管理者の経営の安定化・効率化が見込める期間として 5 年を原則とし、選定委員会で決定する。

ただし、指定管理者が施設整備等に係る投資を行うことにより、施設の利用促進や質の高い管理運営が見込まれるなど合理的な理由がある場合は、20 年を上限とし

て個別に期間を定めることができる。その場合、指定管理者による管理運営が適切に行われ、指定管理者制度の目的が実現されているかどうか、社会情勢の変動に応じて見直す機会を定期的に設けるため、指定期間中、少なくとも5年に1度は管理運営に関する審議を行うなど、適切に対応する。

(7) 利用料金制の採用

施設使用の対価（使用料）を指定管理者の収入とする利用料金制の採用については、施設の性格に応じて決定する。決定に当たっては本制度の趣旨である「住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図る」ことを基に検討を行う。

利用料金制を採用する場合は、条例で定める使用料の範囲内で、指定管理者が市の承認を受けて利用料金を定める。

また、特に収益性の高い施設については、徴収委託制の採用や、収益金のうち合理的と認められる範囲内の金額を市に納付させる制度を導入する。

(8) 指定管理者の指定及び協定の締結

ア 選定委員会による指定管理者の候補者の選定

選定委員会は、市長の諮問に応じて、幹事会からの報告に基づき候補者を選定し、市長に対して答申を行う。

イ 指定管理者の指定

市長は、選定委員会の選定結果を踏まえて候補者を選定し、指定管理者の指定に係る議案を議会に上程する。指定議案の可決後、指定管理者指定の通知を行う。

ウ 協定の締結

市と指定管理者との間で締結する協定に規定する事項については、高槻市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年3月25日条例第1号）において、下記のとおり定める。

- ・ 指定管理者が行う業務の内容に関する事項
- ・ 指定の期間に関する事項
- ・ 使用料又は利用料金の取扱いに関する事項
- ・ 市が支払うべき管理の業務に係る費用に関する事項
- ・ 管理を行う場合に取り扱う個人情報の保護及び情報の公開に関する事項
- ・ 苦情処理に関する事項
- ・ 事業報告に関する事項
- ・ 指定の取消し及び管理の業務の停止に関する事項
- ・ その他市長が必要と認める事項（環境基本方針の遵守、差別事象への対応、障がい者を理由とする差別の解消に向けた対応、内部通報等）

### 3 指定管理者による個人情報の保護及び情報の公開

#### (1) 個人情報の保護

市は指定管理者に対して、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び高槻市保有個人情報等安全管理措置要綱の趣旨にのっとり、利用者の個人情報の適正な取り扱いを求める。

#### (2) 情報の公開

市は指定管理者に対して、情報公開条例の趣旨にのっとり、管理業務に関して保有する情報の公開を行うために必要な措置を講ずるよう求める。

### 4 指定管理者制度に係る評価

#### (1) 管理運営に係る評価

管理業務の実施状況及び利用者の声等に基づき、毎年度終了後、幹事会において管理運営に係る評価を行い、選定委員会に報告する。

#### (2) 施設のあり方に係る評価

施設及び指定管理のあり方等について、5 年を目途に定期的に評価を行う。

### 5 その他

#### (1) 複数の施設の一括指定

指定管理者の指定は一施設ごとに行うことを基本とするが、同種の複数の施設をまとめて管理運営することにより、施設の効用や効率が高まり、経費の節減等が期待できる場合や、市民サービスの向上につながるが見込まれる場合などについては、複数の施設を一括して指定することができる。

#### (2) 複合施設（複数の「公の施設」が併設されている施設）の指定

指定管理者の指定は施設ごとに行うが、複合施設については施設全体の管理及び費用負担が課題となるため、複合施設を代表する施設が施設全体の管理業務を行うこととし、指定管理者を指定することが望ましい。

#### (3) P F I 事業との関係

「地方公共団体における P F I 事業について（平成 12 年 3 月 29 日付自治画第 67 号）」において、「P F I 事業により公の施設を整備しようとする場合であって、当該施設の管理を包括的に民間事業者に行わせる場合は、原則として地方自治法第 244 条の 2 第 3 項に規定する公の施設の指定管理者の制度を採用すること」とされている。

P F I 事業により公の施設を整備するとともに、指定管理者制度を活用する場合は、当該通知を踏まえ、原則として本基本方針を適用する。

なお、上記のうち、指定管理者の指定から指定期間の開始までに相当の期間が生じる場合については、指定期間の開始までの間、当該施設を所管する幹事会において管理運営の準備状況等について定期的に調査審議を行い、必要に応じて幹事会から選定委員会に対して報告する。

(4) 指定管理料の考え方

指定管理料については、適正な労働条件（人件費含む）の確保や物価変動に留意し、市として求める基本的な業務水準、業務内容等に応じた適正な金額を算定・積算する。